

(仮 訳)

プレス・リリース

2010 年 10 月 4 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が公表した コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、銀行組織による健全なコーポレート・ガバナンス実務を強化するための一連の原則を公表した。

「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」は、金融危機の間に明らかになった銀行のコーポレート・ガバナンスの根本的な欠陥に対処するものである。本原則は、2010 年 3 月に市中協議のためにまず発出された。受領したコメントは、バーゼル委によって提案されたコーポレート・ガバナンスのガイダンスを大いに支持するものであった。

本原則は、以下の項目を扱う。

- ・ 取締役会(board)の役割。自行の長期的な財務利益や安全性を勘案したリスク戦略の承認ならびに同戦略の実施状況の監視を含む
- ・ 取締役会の資質。例えば、取締役会は、自行の有効なガバナンスと監視を可能とするために、自行が追求しようとする個々の重要な金融業務に関する十分な知識と経験を有するべき
- ・ リスク管理機能(大規模銀行及び国際的に活動する銀行における最高リスク責任者(chief risk officer)やその同等職位者を含む)、コンプライアンス機能及び内部監査機能の重要性。それぞれの機能には、十分な権限、地位、独立性、資源及び取締役会へのアクセスが与えられているべき
- ・ 組織全体及び個別事業体の双方のレベルで、継続的にリスクを認識、監視及び管理する必要性。その前提として、各銀行は、外部リスク環境と自行のリスク特性に照らして適切なリスク管理体制と内部コントロールの基盤を整えるべき
- ・ 報酬制度の設計や運用に対する取締役会の積極的な監視。金融安定理事會(FSB)の策定した原則に合わせ、従業員の報酬が慎重なリスクテイクと整合的であるよう注意深く調整することを含む

諸原則では、取締役会と上級管理職が銀行の業務構造やリスクを明確に把握し、

理解していることの重要性も強調されている。把握・理解すべきリスクには、特別目的事業体(SPE)やそれに関わる構造から生じるリスクも含まれる。

監督当局も、銀行による良好なコーポレート・ガバナンスの実践を確保するうえで重要な役割を担っている。監督当局は、バーゼル委の諸原則に従って、強固なコーポレート・ガバナンス戦略、方針及び手続を備えることを銀行に求める指針や規則を策定すべきである。監督当局は、銀行の規模、複雑性、構造及びリスク特性に応じて、それぞれの銀行のコーポレート・ガバナンス方針や慣行、及び、バーゼル委の諸原則を如何に実施しているかを定期的に評価すべきである。

コーポレート・ガバナンスを改善する必要性は、他の金融セクターにおいても見受けられた。このためバーゼル委は、本日公表した原則の作成に際し、保険監督者国際機構(IAIS)と協働して作業を進めてきた。IAISは現在、保険部門におけるコーポレート・ガバナンスを強化するために保険コア・プリンシプルの見直しを行っている。バーゼル委とIAISは、それぞれの原則の健全な実施を監視するための協働作業を検討している。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。